

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月26日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第4号

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第4号

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例（平成17年亀山市条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の態様)

第2条 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド（以下「グラウンド」という。）の利用の態様は、専用利用とする。

(利用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項前段の規定によりグラウンドの施設の利用の許可を受けようとする者は、利用日の3月前から3日前までに関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、活動の本拠が市外にある団体に係る申請期限は、利用日の1月前から3日前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、同項に規定する申請期限によらないことができる。

(利用の許可等)

第4条 指定管理者は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、常に利用許可書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用許可の制限)

第5条 指定管理者は、活動の本拠が市外にある同一団体に対しては、1月につき3回を超えて前条第1項の規定による許可をすることができない。ただし、指定管理者が認めた場合においては、この限りでない。

(許可事項の変更)

第6条 利用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用変更許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて、利用日の3日前までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用変更許可書(様式第4号。次条において「利用変更許可書」という。)を交付するものとする。

(利用許可申請の取下げ)

第7条 利用者は、グラウンドの施設の利用を必要としなくなったときは、関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可申請取下届(様式第5号)に、利用許可書又は利用変更許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(許可の取消し、利用の中止命令及び許可事項変更の通知)

第8条 指定管理者は、条例第11条第1項の規定により利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は許可した事項を変更するときは、関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可取消通知・利用中止命令・利用許可事項変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(利用料金の承認等)

第9条 指定管理者は、条例第12条第2項の利用料金の額を定めるときは、関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金承認申請書(様式第7号)を亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免の基準等)

第10条 条例第13条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合(部活動として利用する場合を除く。) 全額(条例別表備考1及び2に規定する加算額を除く。)

(2) その他教育委員会が特に必要があると認めた場合 教育委員会が定める額

2 条例第13条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第3条

第1項の規定による申請の際に、関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金減免申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第11条 指定管理者は、条例第14条ただし書の規定により、既納の利用料金のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

- （1） 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなかった場合 全額
- （2） 第6条第2項の規定により利用の変更を許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき 当該超える額
- （3） グラウンドの施設を利用しようとする日の3日前までに第7条の規定による届出をした場合 半額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金還付請求書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

（入場者の遵守事項）

第12条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） グラウンドの施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- （2） 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3） 所定の場所以外で喫煙し、又は火気若しくは危険物を取り扱わないこと。
- （4） 許可を受けたグラウンドの施設、器具等以外のものを利用しないこと。
- （5） グラウンドの秩序を維持するために必要な人員を配置すること。
- （6） その他指定管理者の指示すること。

（損傷等の届出及び損害賠償義務）

第13条 条例第17条に規定する施設を損傷し、又は滅失した者（次項及び第3項において「損傷者等」という。）は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その損害又は滅失が損傷者等の責めに帰すべきものであると認めるときは、当該損傷者等に対し、その損害賠償額を定めて通知するものとする。

3 損傷者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該損害賠償額を納付しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則（平成22年亀山市規則第22号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第2号(第4条関係)

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可書

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンドの利用について、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

申請年月日	年 月 日	許可番号	号
利用目的			
利用場所	全面・片面()		
利用年月日	年 月 日()から 年 月 日()まで (日間)	時 分から 時 分まで	
実施する競技種目 (設備、備品等)	・ソフトボール ・野球 ・サッカー ・陸上 ・その他()		
利用予定人員	人		
夜間照明の利用	有 ・ 無	特別の措置	有 ・ 無
施設の変更	有 ・ 無	器具の持込み	有 ・ 無
利用責任者 住所・氏名	【住所】 【氏名】	【電話番号】	
利用料金	()円・減免		
◎亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用の諸条件を遵守すること。			
備考 本書は、利用中必ず責任者が持参し、職員から指示があれば提示してください。			

受付番号 _____

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 _____

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンドの利用許可を変更したいので、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	号
変更内容			
変更理由			
変更前利用料金	変更後利用料金	還付・追徴金額	
円	円	円	
◎亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用の諸条件を遵守いたします。			
備考 変更前の利用許可書を添付すること。			

(注) ※欄は、記入しないでください。

様式第4号(第6条関係)

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンドの利用許可の変更について、亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
変更内容			
変更理由			
変更前利用料金	変更後利用料金	還付・追徴金額	
円	円	円	
◎亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用の諸条件を遵守すること。			
備考 本書は、利用中必ず責任者が持参し、職員から指示があれば提示してください。			

様式第5号(第7条関係)

受付番号 _____

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可申請取下届

指定管理者 様

届出者 住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号 _____

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第7条の規定により、 年

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可申請

月 日付け

は取り下げ

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用許可変更申請

利用許可書

ますので、 を添えて届け出ます。

利用変更許可書

様式第6号(第8条関係)

利用許可取消通知
関総合スポーツ公園多目的グラウンド 利用中止命令書
利用許可事項変更通知

年 月 日

様

指定管理者



亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例第11条第1項の規定により、下記の理由により 利用の中止を命じます。
利用許可を取り消します。
利用許可事項を変更します。

記

許可年月日	年月日	許可番号	号
理由			
利用許可変更事項			

様式第7号(第9条関係)

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金承認申請書

年 月 日

亀山市教育委員会 様

住 所
指定管理者 団 体 名
代表者名

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第9条第1項の規定に基づき利用料金の額について承認を得たいので次のとおり申請します。

時 間 区 分	利 用 料 金 (1 面 に つ き)	
	市 民 が 利 用 す る 場 合	市 民 以 外 の 者 が 利 用 す る 場 合
午前8時30分から午後0時30分まで	円	円
午後1時から午後5時30分まで	円	円
午後6時から午後9時30分まで	円	円
午前8時から午後5時30分まで	円	円

器具を利用する場合 1回につき 円

照明設備を利用する場合 1回につき 円

様式第8号(第10条関係)

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者

住 所 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第10条第2項の規定により、
下記のとおり利用料金の減額又は免除を申請します。

記

利 用 施 設	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利用目的及び内容	
減免を受けようとする理由	(1)市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校又は中学校が学習又は保育の一環として利用する場合 (2)教育委員会が特に必要と認めた場合
利用料金の額	円
減額又は免除を受けようとする額	円

様式第9号(第11条関係)

関総合スポーツ公園多目的グラウンド利用料金還付請求書

年 月 日

指定管理者

様

請求者 住 所

団 体 名

代表者名

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外であっても、本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則第11条第2項の規定により、下記のとおり利用料金の還付を請求します。

記

還付請求の理由	1 災害その他の事由による未利用 (施行規則第11条第1項第1号に該当)	全	額
	2 利用変更による利用料金の超過既納 (施行規則第11条第1項第2号に該当)	超	過 額
	3 利用前3日までの利用許可申請取下げ (施行規則第11条第1項第3号に該当)	半	額
請求の起因 となる事項	利 用 日 時	利 用 場 所	利 用 内 容
	年 月 日 から 日まで		
	既 納 利 用 料 金	変 更 利 用 料 金	その他
利用料金還付請求額			円